

平成27年度検査基本方針と最近の指摘事例

平成27年10月15日

証券取引等監視委員会 事務局 証券検査課

証券検査指導官 山口 己喜雄

目次

- I 平成26年度 証券取引等監視委員会活動状況
 - 1 証券取引等監視委員会の組織
 - 2 証券取引等監視委員会活動方針
 - 3 証券検査実施状況等

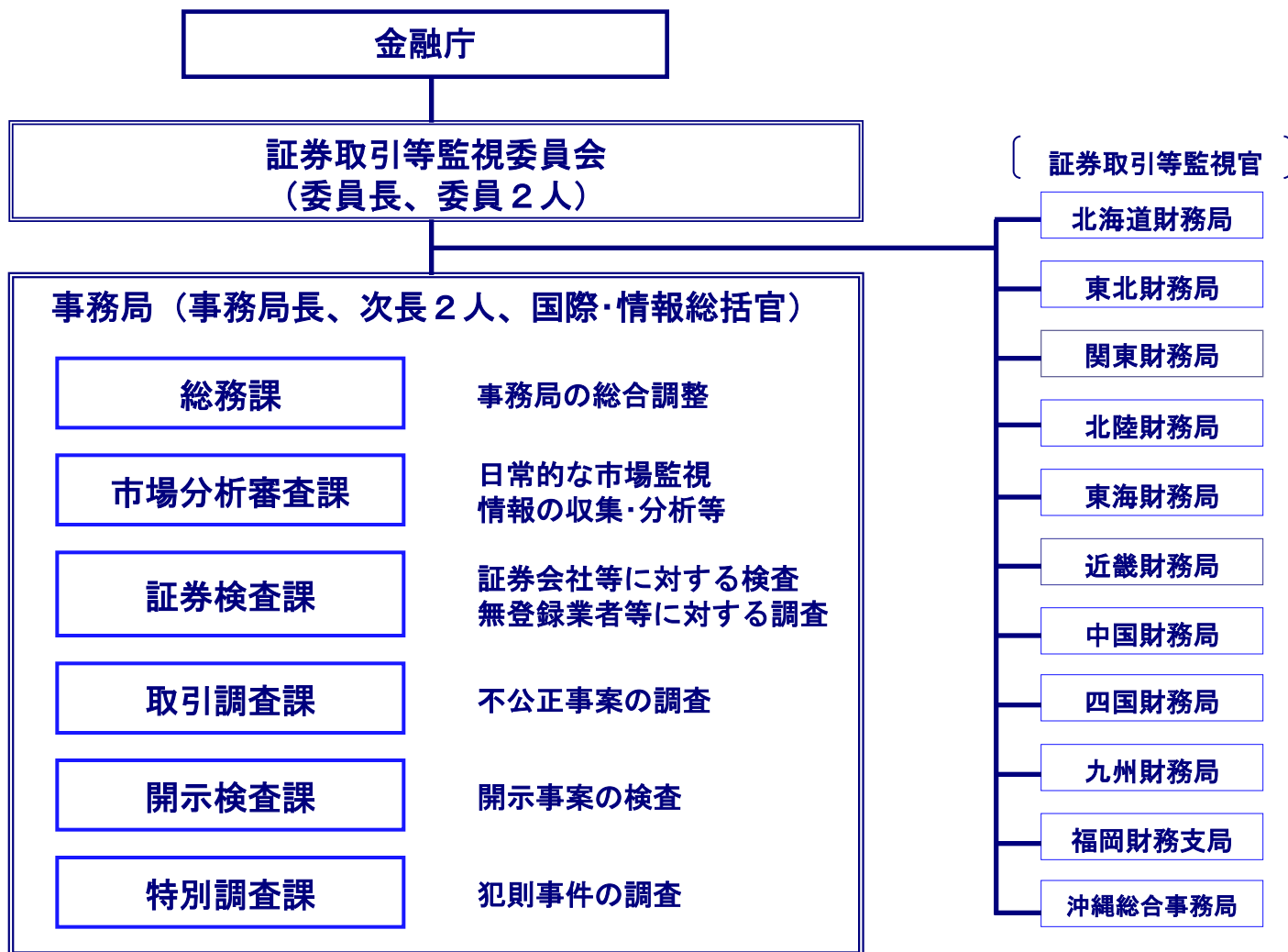
- II 平成27年度 証券検査基本方針
 - 1 証券検査に関する基本指針
 - 2 平成27年度証券検査基本方針
 - 3 平成27年度証券検査基本計画

- III 第二種金融商品取引業者に対する最近の指摘事例
 - 1 最近の勧告事例
 - 2 最近の指摘事例

- IV 最後に

I 平成26年度 証券監視委活動状況

1 証券取引等監視委員会の組織



2 証券取引等監視委員会活動方針(1)

□ 証券監視委の使命

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

□ 基本的な考え方

金商法の累次の改正、ITの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展、海外との間のクロスボーダー取引の拡大等に対応するため、市場の動向を常に注視し、対応を要する問題にタイムリーに取り組む

- 機動性・戦略性の高い市場監視
- 市場のグローバル化に対応した監視力の強化
- 市場規律の強化に向けた取組み

2 証券取引等監視委員会活動方針(2)

□ 重点施策

- 情報力に支えられた機動的な市場監視
- 重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
- ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施
- 不公正取引等に対する課徴金制度の活用
- 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
- 詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応
- 情報発信の充実
- 自主規制機関等との連携

3 証券検査実施状況等(1)

□ 証券検査実施状況 (着手ベース)

年度	22	23	24	25	26	業者数
第一種金融商品取引業者	91	85	57	69	77	277
第二種金融商品取引業者	6	14	20	108	72	1,234
投資助言・代理業者	36	40	40	29	42	989
投資運用業者	15	9	36	16	15	328
登録金融機関	28	32	28	9	1	1,087
適格機関投資家等特例業務届出者	2	6	21	23	31	3,213
金融商品仲介業者	1	9	9	8	18	818
信用格付業者	0	4	3	0	2	7
自主規制機関	1	0	0	3	3	13
投資法人	6	2	0	3	2	69
その他	0	1	0	3	3	-
合計	186	202	214	271	266	7,945

3 証券検査実施状況等 (2)

□ 問題点が認められた金融商品取引業者等の数

年度	22	23	24	25	26
問題点が認められた業者等の数	105	87	102	118	105
うち 不公正取引に関するもの	9	7	6	5	7
うち 投資者保護に関するもの	45	46	52	65	71
うち 財産・経理等に関するもの	18	31	11	9	19
うち その他業務運営に関するもの	71	58	71	69	52

※ 区分欄の「不公正取引に関するもの」等の各項目に重複する会社等があるため、各項目の合計数と「問題が認められた業者等の数」は一致しない

3 証券検査実施状況等 (3)

□ 金融商品取引業者等の検査結果等に基づく勧告

- 証券取引等監視委員会は、証券検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分等を求める勧告を行う

年度	22	23	24	25	26
勧告件数	19	16	20	18	16
検査結果に基づく勧告	19	16	18	18	16
うち委員会検査実施分	4	7	7	6	5
うち財務局等検査実施分	15	9	11	13	11
取引調査・犯則事件調査に基づく勧告	—	—	2	—	1

3 証券検査実施状況等(4)

□ 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表

年度	22	23	24	25	26
公表件数	1	—	13	1	17

□ 裁判所への禁止命令等の申立て

年度	22	23	24	25	26
申立て件数	2	3	1	2	6
うち 無登録業者等	1	3	1	2	6
うち 無届募集	1	—	—	—	—

□ 建議

年度	22	23	24	25	26
建議件数	2	1	1	—	1

3 証券検査実施状況等 (5)

□ 課徴金納付命令に関する勧告

年度	22	23	24	25	26
勧告件数	45	29	41	51	50
うち 取引調査	26	17	25	35	38
うち 国際取引等調査	—	1	7	7	4
うち 開示検査	19	11	9	9	8

□ 刑事事件の告発件数等

年度	22	23	24	25	26
告発件数	8	15	7	3	6
告発人数	15	46	26	3	12

3 証券検査実施状況等 (6)

□ 取引審査実施状況

年度	22	23	24	25	26
取引審査件数	691	913	973	1,043	1,084
うち 価格形成に関するもの	54	73	84	86	94
うち 内部者取引に関するもの	613	819	875	943	978
うち その他	24	21	14	14	12

3 証券検査実施状況等(7)

□ 情報の受付状況

年度	22	23	24	25	26
受付件数	6,927	6,179	6,362	6,401	5,688
うち 個別銘柄に関する情報	3,640	3,227	3,751	4,040	3,904
うち 発行体に関する情報	597	440	436	402	410
うち 金商業者に関する情報	1,142	878	790	907	652
うち その他の情報	1,548	1,634	1,385	1,052	722

3 証券検査実施状況等 (8)

- 平成26年度は277社の金融商品取引業者等の検査を終了し、重大な法令違反が認められた16社について行政処分等を求める勧告を実施
- うち第二種金融商品取引業者については、81社の検査を終了し、6社について勧告を実施

Ⅱ 平成27年度 証券検査基本方針

1 証券検査に関する基本指針(1)

□ 検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて、内閣総理大臣（金融庁長官）に対して、適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを使命とする

1 証券検査に関する基本指針(2)

□ 検査の使命と基本原則

検査においては、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則をいう。以下同じ。）違反行為のみならず、内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める必要があるほか、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める必要がある

1 証券検査に関する基本指針(3)

□ 証券検査の目的

- 金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とする
- 金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保を目的とする
- 金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とする

2 平成27年度証券検査基本方針(1)

基本的考え方

□ 証券検査の役割

市場の公正性・透明性を確保し、投資者保護を図るため、金商業者などの自己規律を促しつつ、法令等違反行為には厳正に対処することなどにより、安心して投資できる環境を保つ

□ 証券検査を巡る環境と課題

- 検査対象業者の拡大増加（約8000社）
- 商品・取引の多様化・複雑化
- HFT（高頻度取引）、DMA（ダイレクト・マーケット・アクセス）等の取引拡大
- ファンド販売による個人投資家・消費者被害の拡大

2 平成27年度証券検査基本方針(2)

基本的考え方

- 効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施
 - 情報の収集・分析能力を強化し、リスク・ベースで検査対象先を選定
 - 市場横断的なテーマや共通の課題に対して、特定事項に焦点を絞った検査を実施
 - 業態、規模、特性等を踏まえ、双方向の議論により、業務運営の改善を促す
- 金融モニタリング基本方針を踏まえた検査
 - オン・オフの一体化など金融庁との連携
 - 同方針の重点施策及び監督上の着眼点にも着目した検査の実施
 - 検査対象先の実態把握、より優れた業務運営に向けた認識の共有

2 平成27年度証券検査基本方針(3)

証券検査における検証事項

- 業態横断的な重点検証事項
 - 適切な金融商品の勧誘・販売や顧客対応に係る検証
適合性原則、投資信託の販売・解約時や店頭デリバティブ取引等の販売における説明、高齢顧客・NISA利用者等への勧誘・説明態勢
 - システムリスク管理態勢の適切性・実効性
情報セキュリティ管理、サイバーセキュリティ対策、業務継続計画の実効性、経営陣の関与
 - 反社会的勢力との関係遮断に係る検証
一元的な管理態勢、取引の未然防止、事後検証、取引解消に向けた取組み等

2 平成27年度証券検査基本方針(4)

証券検査における検証事項

- 業態等に応じた重点検証事項
 - 大規模証券会社グループ等
フォワードルッキングな観点からの内部管理・経営管理・リスク管理態勢等の検証
 - 第一種金商業者
法人関係情報管理態勢、DMA等に係る売買管理態勢、引受業務の適切性、財務の健全性、テロ資金対策、FX業者の取引の適切性・為替変動に対するリスク管理
 - 第二種金商業者等（ファンド業者）
業務運営の適切性、法令等遵守態勢、海外ファンド販売にかかる顧客勧誘等の適切性 ⇒ 後述

2 平成27年度証券検査基本方針(5)

証券検査における検証事項

- 業態等に応じた重点検証事項
 - 投資運用業者等
デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性、投資勧誘の適切性、利益相反管理態勢
 - 特例業務届出者
虚偽告知、出資金流用、特例業務要件、出資・運用の管理状況等の検証、検査結果公表など引き続き厳正に対処
 - 無登録業者
無登録でのファンド販売等、重大な金商法違反は裁判所への申立てなど引き続き厳正に対処

2 平成27年度証券検査基本方針(6)

証券検査における検証事項

□ 業態等に応じた重点検証事項

■ 第二種金融商品取引業者等（ファンド業者）

第二種金融商品取引業者、自己運用を行う投資運用業者、適格機関投資家等特例業務届出者等の集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（ファンド業者）については、出資金の分別管理の状況（出資金の流用・使途不明等の有無）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し等を行っていないか等の業務運営の適切性を含む法令等遵守状況について、引き続き重点的に検証する

2 平成27年度証券検査基本方針(7)

証券検査における検証事項

□ 業態等に応じた重点検証事項

■ 第二種金融商品取引業者等（ファンド業者）

特に、海外ファンドについては、商品の内容や特性を直接確認することや、国内の法令が直接適用されない場合等には投資者の権利・利益を保護することが困難であることを踏まえ、その販売等を行う業者において、ファンド及びその設定者・運用者等に対して、商品のリスクを反映した十分かつ適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが行われているか、適合性の原則をはじめとした投資者保護の観点から顧客勧誘等に問題がないかといった点の検証を行う

3 平成27年度証券検査基本計画

- 計270社（うち財務局等が220社）を目途として証券検査を実施
- 第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者に対する登録事項検査の実施
- クラウドファンディング業者に係る検査態勢の整備
- 特例業務届出者の検査対象先のカバレッジの向上に向け一層の工夫
- 検査忌避等に厳正に対処

Ⅲ 第二種金融商品取引業者に対する 最近の指摘事例

1 最近の勧告事例

□ 最近の行政処分勧告の内容

- 虚偽告知
- 出資金の費消・流用
- 分別管理が確保されていないファンドの私募の取扱い
- 無登録者への名義貸し
- 無登録営業（社債の私募の取扱い）
- 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況
- 不正の手段による登録
- 当局への虚偽報告
- 検査忌避

1 最近の勧告事例（平成26年度）（1）

勧告日 処分内容	勧告の原因となった法令違反行為等
<p>1</p> <p>H26. 4. 15 登録取消し 業務改善命令</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>ファンドの私募の取扱いに関して、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況</u> 私募の取扱いを行うファンドにおいて、顧客の出資金の一部流用や虚偽の運用報告書の提出、運用利益の分配基準未達での配当といった投資者保護上の重大な問題のある行為が行われている状況を認識しながら、当該ファンドの私募の取扱いを継続していた ▪ <u>無登録で社債の私募の取扱いを行っている状況</u>
<p>2</p> <p>H26. 5. 16 業務改善命令</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>分別管理が確保されていないにも関わらずファンドの取得勧誘を行っている状況</u> ▪ <u>当局への虚偽報告</u>

1 最近の勧告事例（平成26年度）（2）

勧告日 処分内容	勧告の原因となった法令違反行為等
<p>3 H26. 7. 3 登録取消し 業務改善命令</p>	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ <u>業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等</u></p> <p>多数の無登録代理店を利用した海外ファンド等の取得勧誘行為に加担している状況、出資金の投資目的以外の用途への使用を認識しながら無登録代理店を利用するなどしてファンドの取得勧誘を継続している状況、合理的な根拠のない配当利回り等を記載した勧誘パンフレットを利用したファンドの取得勧誘を行っている状況が認められた</p> <p>・ <u>無登録業者に対する名義貸し</u></p> <p>・ <u>金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況</u></p>

1 最近の勧告事例（平成26年度）（3）

勧告日 処分内容	勧告の原因となった法令違反行為等
4 H26. 10. 17 登録取消し 業務改善命令	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等</u> 適格機関投資家からの出資が行われたように装う行為、自己の名義をもって他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況、法定書面の未交付等、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況が認められた
5 H26. 12. 9 業務停止 3 月 業務改善命令	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>無登録者に対する名義貸し</u>
6 H27. 3. 6 登録取消し 業務改善命令	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況</u> ・ <u>金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況</u>

2 最近の指摘事例(1)

- 法令違反行為

- 投資者保護上問題のある業務運営状況
 - ファンドのモニタリング等が不十分な状況
 - 出資金の管理が不適切な状況
 - 内部管理態勢が機能していない状況

2 最近の指摘事例 (2)

□ 法令違反行為

- 登録事項に係る変更届の未提出 (31条 関係)
- 広告の記載不備 (37条 関係)
- 契約締結前(時)書面の記載不備
(37条の3 37条の4 関係)
- 虚偽表示・誤解表示 (38条 関係)
- 分別管理が確保されていないファンドの取得勧誘
(40条の3 関係)
- 契約締結前(時)書面の未保存 (47条 関係)
- 事業報告書の記載不備 (47条の2 関係)
- 取引時確認の不備 (犯罪収益移転防止法 4条 関係)

2 最近の指摘事例(3)

□ 投資者保護上問題のある業務運営状況

■ ファンドのモニタリング等が不十分な状況

- 運用状況等を確認していないファンドの取得勧誘
- 不適切な運用状況等にあるファンドの取得勧誘

ex. 不適切な運用状況等

- ・ 運用の未実施、目的外の運用
- ・ 不適切な運用報告・配当金処理
- ・ 出資金の費消・流用
- ・ 分別管理の未実施
- ・ ファンドの財務状況が著しく悪化している状況
- ・ 出資金が違法行為の原資になっている状況 等

2 最近の指摘事例(4)

□ 投資者保護上問題のある業務運営状況

■ 出資金の管理が不適切な状況

- 入出金が把握できない状況
- 出資金の出資目的外の使用
- 特定有価証券等管理行為外の金銭の受託

■ 内部管理態勢が機能していない状況

- 業務検証態勢の不備
- 法令順守意識・法令理解の不足
- 前回検査指摘事項の改善不備

2 最近の指摘事例(5)

証券取引等監視委員会ホームページ

「金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項」より

【事例 1】

虚偽表示

当社は、ファンドの追加募集に当たり、当初募集にはない新たな出資対象事業を追加したにもかかわらず、当該追加事業の実態を十分に検討することなく、当初の出資対象事業の付随事業に該当するとして、当該追加事業が記載されていない当初の勧誘資料を用いて顧客に対し説明を行っていた

2 最近の指摘事例(6)

【事例2】

誤解を生ぜしめるべき表示

当社は、Aファンドへの出資者が負担する申込手数料について、実質的に手数料に相当する金銭を出資者から受領しているにもかかわらず、契約締結前交付書面では不要と記載しており、手数料という重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた

Bファンドでは、事業者が事業を行うための権利等を営業者の立替払いにより既に取得しており、私募の取扱いによる出資金は営業者の立替金の返済に充当されることとなっていたにもかかわらず、当社は、契約締結前交付書面において、出資金により当該権利等を取得するかのような記載をしており、出資金の用途という重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた

2 最近の指摘事例(7)

【事例3】

販売管理態勢が不十分な状況

当社は、ファンドへの出資金が、外国において必要なライセンスを受けずに貸金業を営む者に対する貸付けの原資になっていることを知りながら、当該ファンドの取得勧誘を継続していた

2 最近の指摘事例(8)

【事例4】

ファンド財産の不十分な確認等

当社は、社内規程において、私募の取扱いを行うファンドについては、分別管理などの運用状況を厳しく確認することとしているが、A社が運用するファンドについては、入出金が行われる2口座のうちファンド専用口座のみを確認し、A社銀行口座の入出金状況を確認していなかったことから、ファンドの入出金の実態と相違していることを把握できなかった

当社は、ファンド営業者への営業者報酬の前払いについて、ファンドの匿名組合契約に反するにもかかわらず、十分に検討しないまま、これを容認していた

2 最近の指摘事例(9)

【事例5】

分別管理が確保されていない状況で私募の取扱いを行う行為

当社は、私募の取扱いを行ったファンド出資金がその名義により預金等で管理されていることがファンドの契約書等によりファンド営業者に義務付けられておらず、当該出資金がファンド営業者の固有財産と分別して管理することが確保されていない状況であるにもかかわらず、当該ファンドの私募の取扱いを行っていた

2 最近の指摘事例(10)

【事例6】

法定書面の未交付等

当社は、匿名組合の出資持分の取得勧誘を行っているが、当該匿名組合契約を締結した全出資者について検証したところ、一部顧客について、当社が行った取得勧誘に係る契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面を作成・交付しておらず、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の写しを保管していなかった

2 最近の指摘事例(11)

【事例7】

事実と異なる内容により登録を受けている状況

当社は、第二種金融商品取引業に係る登録申請中に法定記載事項である重要な使用人が退職し不在となったにもかかわらず、退職した当該使用人を重要な使用人として記載し、事実と異なる内容により当局の登録を受けていた

【事例8】

変更届出未済

当社は、社内組織を変更していたにもかかわらず、業務の方法に係る変更の届出を行っていなかった

当社は、親法人等が変更していたにもかかわらず、その旨の届出を行っていなかった

2 最近の指摘事例(12)

【事例9】

取引時確認義務違反

当社では、一部の顧客から本人確認書類を徴しておらず、本人確認を行っていない状況、本人確認書類として運転免許証の写しの送付を受けた一部の顧客に対して、取引関係文書を転送不要郵便等で送付していない状況および全顧客について本人確認記録を作成していない状況が認められた

IV 最後に

金融商品取引業者等のあるべき姿

～金融商品取引業者等検査マニュアル～

□ 経営管理態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の担い手としての重大な社会的責任を認識し、投資者保護と公正な市場形成の観点から適切な経営を行わなければならない。具体的には、経営陣が課された個々の役割を十分に果たすとともに、適切な経営方針の確立、監督態勢（指示・報告系統等）や内部管理・リスク管理態勢の整備等を行った上で、これらがその機能を適切に発揮し、業務が的確に遂行されるための経営管理を行うべきである。

金融商品取引業者等のあるべき姿

～金融商品取引業者等検査マニュアル～

□ 法令等遵守態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の公正性及び投資者からの信頼を確保するとの観点から、法令等を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めるための法令等遵守態勢を整備すべきである

□ 内部管理態勢

金融商品取引業者等は、投資者に対して誠実かつ公正にその業務を営むことが自ら果たすべき役割であることを認識し、顧客管理、営業員管理、売買管理・審査など、その全ての業務が適切に行われているかを確認するための内部管理態勢を整備すべきである

金融商品取引業者等のあるべき姿

～金融商品取引業者等検査マニュアル～

□ リスク管理態勢

金融商品取引業者等は、その営む業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これが実現することにより生じ得る損失を適切に管理することが、投資者保護ひいては金融システムの安定に欠かせないことを認識し、自己資本規制比率の適正水準での維持（第一種金商業者に限る。）や必要なリスク管理態勢を整備すべきである

□ 監査態勢

金融商品取引業者等は、法令等の遵守状況や各種施策の機能を適宜、若しくは定期的に評価・改善することが投資者の信頼保持に資するものであることを認識し、客観的かつ厳正な評価を行うための内部監査又は外部監査を行う態勢を整備すべきである

金融商品取引業者等のあるべき姿

～金融商品取引業者等検査マニュアル～

□ 危機管理態勢

金融商品取引業者等は、通常想定し得ない危機が発生した場合にも、その機能を極力維持することが、市場ひいては社会における無用の混乱の抑止に繋がることを認識し、可能な限りこれを回避、予防するための危機管理態勢を整備すべきである

金融行政のあり方

～平成27事務年度 金融行政方針～

各金融機関がより優れた業務運営（ベストプラクティス）を目指すことが、我が国金融の質の向上につながる。

そのため、金融庁としては、以下のような対応を通じて金融機関との対話を推進し、自主改善を促す。

- ①金融機関が取るべき行動等について、これを仔細に規定するのではなく、その趣旨・精神を示すプリンシプルの形成・共有
- ②当該プリンシプルの理解を深めるための優良事例の公表
- ③金融機関の業務の状況を適切に顧客等のステークホルダーに知ってもらうためのディスクロージャーの充実の促進

続く

金融行政のあり方

～平成27事務年度 金融行政方針～

続き

なお、法令等のルール（最低限必要とされるミニマムスタンダード）の遵守に課題のある金融機関等には監督・検査で厳正に対処。その際、問題の根本原因を検証し、改善につなげる。

金融機関の個々の活動を細かく規制するのではなく、金融機関の創意工夫を引き出すことにより、全体として質の高い金融サービスの実現を図る。

ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/index.html>

tel: 0570-00-3581

(一部のIP電話等からは03-3581-9909)

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854